

愛媛県松山庁舎空調設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、愛媛県松山庁舎空調設備（以下「空調設備」という。）の保守点検業務について、次のとおり定める。

記

1 保守点検業務の対象とする空調設備

(1) 所在地

松山市北持田町132番地

愛媛県松山庁舎

(2) 設置機器及び台数

別添「愛媛県松山庁舎空調設備設置機器一覧表」（別表1）のとおりに

2 保守点検業務の内容

- (1) 乙は、別添「愛媛県松山庁舎空調設備保守点検項目表」（別表2）に定める点検項目により保守点検業務を行うとともに、当該空調設備に不測の故障等障害が発生した場合にあっては、甲の要請により、乙は速やかに技術員を派遣し、補修等の適切な措置を講じるものとする。
- (2) 保守点検業務を行った結果、乙が補修を必要と認める場合、消耗品的部品はこれを取り替えるものとし、その他の部品等については、乙の報告に基づき、甲乙協議のうえ対策を講じるものとする。

3 経費負担の区分

空調設備の補修等に要する経費は、乙の責めによるものを除き、次の負担区分によるものとする。

(1) 甲の負担

ア 電気、水道料及びガス料金

イ 別表2の除外項目に掲げる費用

(2) 乙の負担

ア 保守点検業務を行うに必要とする機器及び雑材・消耗品費

イ 各種部品の取替え手間賃

4 保守点検業務の報告等

- (1) 保守点検業務を行うにあたり、乙は、甲の業務に支障のないよう事前に甲に協議し、承認を得るものとする。
- (2) なお、緊急時における保守点検実施後においても、保守点検作業報告書

を提出し、甲の確認を受けるものとする。

5 保証

保守点検業務を行った後、当該保守点検業務に起因して不都合が生じた場合、乙は、速やかに改修を行うものとする。

6 一般留意事項

- (1) 保守点検業務は、必要に応じ、甲の職員が立会いのうえで行うものとする。
- (2) 乙は、甲の庁舎へ立入作業中は、甲の庁舎管理規則及び指示に従うものとする。
- (3) 本仕様内容に疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

7 特記事項

本仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業であって、関係法律を遵守するため、また、設備の管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業については、乙は、契約金の範囲内において、これを行うものとする。